

長崎県精神障がい者福祉協会会則

(名 称)

第1条 本会は、長崎県精神障がい者福祉協会（略称「長精福協」）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を長崎県総合福祉センター県棟4階（長崎市茂里町3番24号）内に置く。

2 本会は、事務及び会計を処理するための職員を若干名置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、精神障がい者の生きがいある地域生活を支援することを目的にサービスを提供する事業所（以下「事業所」という）の健全な発展と円滑な運営を図るため、会員の研修と相互の親睦及び融和に努めるとともに、諸活動を通して精神障がい者の尊厳を守り、社会参加の促進と精神保健福祉の向上・発展並びに地域貢献に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 事業所等の運営に関する調査、研究及び発展に資する活動
- (2) 管理者及び事業所等職員の研修
- (3) 関係行政機関・諸団体・当事者・家族との連絡調整
- (4) 精神保健福祉向上・発展及び差別偏見等のない社会を目指しての普及啓発活動
- (5) 事業所間の情報交換に関する事業
- (6) 事業所職員の福利厚生に関する事業
- (7) 地域貢献に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会は、長崎県内の事業所をもって、1事業所1会員となることができる。

2 事業所とは、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所であって、現に精神障がい者サービスを提供しているか、又は提供しようとする事業所をいう。

(賛助会員)

第6条 この会の目的に賛同し協力する個人及び事業所等は、本会則第9条にて定める会費を納め、賛助会員となることができる。

(議決権)

第7条 総会並びに臨時総会における議決権は、1会員1票とする。

(入退会)

第8条 本会に入会を希望する事業所は、会長に入会申込書を提出し、理事会における承認を得て会員となる。

2 会員が、次のいずれかに該当することとなった場合は退会したものとし、会長はその旨を理事会並びに総会に報告する。

- (1) 退会届が会長に提出され、受理された場合
- (2) 会費を2年以上納入しない場合
- (3) 理事会において除名が相当とされた場合

(会費)

第9条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

1. 入居系事業所（共同生活援助、短期入所、福祉ホーム）	定員数×1,000円
2. 日中活動系事業所（自立訓練、就労継続支援 就労移行支援、生活介護）	定員数×1,200円
3. 地域活動支援センター	20,000円
4. 相談支援事業所	20,000円

(2) 賛助会員 個人 10年間 1,000円（何回でも可）

団体 10年間 5,000円（何回でも可）

2 会費の納入については、正会員、賛助会員に限らず、初回は入会時に納付し、更新においては、毎年6月末までに納入する。

3 各年度の10月1日以降に入会した会員は、年会費を半額とする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 10名以内（会長・副会長・事務局長を含む） |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員を選任等)

第11条 役員を選任にあたっては、理事会において指名し、総会において承認を得なければならない。

2 理事は、事業所を経営する法人からの推薦者を充てるものとする。

但し、原則、推薦理事は1名とする。

3 会長、副会長は理事の中から互選する。

4 事務局長は理事の中から会長指名とする。

5 監事は、管理者を含む会員事業所職員の中から選任する。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代行する。

3 事務局長は、総務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後継者が決定するまで職務を行う。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、総会で承認された者に対して会長が委嘱する。

(会 議)

第15条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会員総数の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 4 委任状は、出席会員数に算入する。

(総 会)

第16条 総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし、会長若しくは理事会が必要と認めた場合は、臨時に召集することができる。

- 2 総会の議長は、会員から選出する。
- 3 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 役員の承認
 - (2) 会員入会及び退会の報告
 - (3) 事業計画、予算に関する事項
 - (4) 事業報告、決算に関する事項
 - (5) 会則の変更に関する事項
 - (6) その他会長若しくは理事会が必要と認めた事項

(理事会)

第17条 理事会は、必要に応じて会長が召集し、議長となる。

- 2 理事会において審議すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長、監事の指名
 - (2) 会則を除く諸規程の制定、改廃に関する事項
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) 会員入会の承認
 - (5) その他会長が必要と認めた事項

(部 会)

第18条 本会に次の部会を置く。

- (1) 政策 (2) 研修 (3) 厚生 (4) 総務
- 2 部会の細則は、理事会において別に定める。

(経 費)

第19条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(特別会計)

第20条 本会は、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

雑 則

この会則の施行に関して必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この会則は平成27年4月1日に制定施行する。